

5月28日に合意された諮問事項について

5月28日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項が以下のとおり決定した。

No.	要 旨
5	議会のDX化について <u>提案理由</u> 区議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、議会運営の効率化及び議会活動の活性化を図る。

諮問事項5 議会のDX化について

1 諮問事項提案会派 公明党

2 提案理由

区議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、議会運営の効率化及び議会活動の活性化を図る。

3 これまでの経過

- (1) 令和元年から2年にかけて、議会運営委員会の下に議会のICT化及び情報公開検討部会を設置し、タブレット端末（文書共有システム及びチャットアプリを含む）の導入について検討してきた。しかしながら、コロナ禍での財政難が想定されたため、①実施時期の先送り、②財源の確保の両論を併記した答申となり、議会運営委員会では実施時期の先送りを決定した。
- (2) 令和5年5月から、本会議場及び委員会室においてパソコン等端末の使用を可能にし、併せて議員への資料については、紙資料に加えてデータでも提供することとなった。
- (3) 令和5年12月に、「本会議場や委員会室のWi-Fi等の環境整備について」の提案があったが、端末等を会議室に持込む議員もまだ多くはなかったことから、議会のICT化については改めて機会を捉えて協議をしていくこととし、検討を終了した。

4 方向性

議会のICT化及び情報公開検討部会における「ペーパーレス化について」及び「議場及び委員会室等にノートPC・タブレット端末等の持ち込みについて」の答申を前提に、DX化を実施する。

【答申で導入が提案されたもの】

- ・回線付きタブレット端末
- ・文書共有システム
- ・チャットアプリ（連絡・日程調整用アプリ）

5 答申を前提に実施した際の課題と解決策

(1) チャットアプリの必要性

答 申 議員・事務局間の連絡・日程調整を効率的かつ確実に行うため、チャットアプリを導入する。

課 題 ①チャットアプリ導入に一定の経費（４年間で 150 万円以上）がかかる。
②現行のメール等による連絡・日程調整でも、特段大きな問題は生じていない。

解決策 チャットアプリは導入せず、引き続きメール等により議員・事務局間の連絡・日程調整を行う。

【チャットアプリ】

①既読者の氏名がわかる、②未読者に絞って再送できる、③スケジュール調整ができる、等の機能がある。

(2) タブレット端末調達の必要性

答 申 全議員に回線付きタブレット端末（文書共有システムを含む）を一括導入する。

課 題 ①タブレット端末導入に、多額の経費がかかる。
②タブレット端末を一括導入した場合、会議室で使用する端末は、一括導入したものになる。（会議室では、原則として議員個人所有の端末は使用できない。）
③自宅や事務所等において別端末から文書共有システムにログインする場合、日常使用する端末と会議室で資料を閲覧するために使用する端末が異なることになる。

解決策 議員個人所有の端末を使用し、Wi-Fi 環境を整備した上で、文書共有システムのみ導入する。

【経費比較（４年間）】

	タブレット一括導入	議員個人所有の端末活用
文書共有システム	400 万円以上	400 万円以上
端末	1800 万円以上	各議員が所有する端末を活用
Wi-Fi	整備せず	設置工事 150 万円以上 通信経費 350 万円以上
合計	2200 万円以上	初期４年間：900 万円以上 次期以降：750 万円以上

※ タブレット端末について、答申では iPad Pro 12.9 インチとしていたが、今回は iPad Air 13 インチで試算。

(3) 財源確保の必要性

答 申 コロナ禍による財政状況を踏まえ、①実施時期の先送り、②財源の確保の両論併記であった。

課 題 タブレット端末一括導入の場合はもちろん、議員個人所有の端末を活用した場合でも、一定の経費が発生する。

解決策 議会費が純増しないよう、別途財源を確保する。

【財源確保策（案①～③の項目は、答申の再掲）】

	タブレット一括導入	議員個人所有の端末活用
想定経費（４年）	2200 万円以上	900 万円以上（750 万円以上）
案①政務活動費の減	18 万円から 17 万円に ⇒2200 万円程度	18 万円から 17 万 5000 円に ⇒1100 万円程度
案②費用弁償の減	3000 円を 1000 円に ⇒2000 万円程度	3000 円を 2000 円に ⇒1000 万円程度
案③議運視察の廃止	⇒450 万円程度	⇒450 万円程度

(4) ペーパーレス化する文書の範囲

答 申 「議案説明会の資料や予算・決算説明書など、他の資料と同時に読んだり、見比べることが多い資料については紙資料のまま」とする。

課 題 議案資料や予算・決算関係資料が紙資料の場合は、ペーパーレス化が十分に進まない他、議会運営の効率化及び議会活動の活性化が不十分になる可能性がある。さらには、事務所や自宅等の控室以外で資料を確認する場合は、関係資料を持ち運ぶ必要がある。

解決策 個人情報記載された資料等を除き、原則、全ての資料についてペーパーレス化する。

(5) 紙資料とデータの平行運用期間

答 申 任期途中に紙資料をペーパーレス化することを想定していたことから、円滑な移行が図れるように、紙資料とデータの平行運用期間を設定する。

課 題 令和５年５月から、本会議場及び委員会室においてパソコン等端末の使用を可能にしており、併せて資料については紙資料に加えてデータによる提供を行っていることから、既に平行運用期間を設定していると考えられる。

解決策 平行運用期間は設定しない。

(6) 議会活動と政務活動の関係性の整理（議員個人所有の端末を使用することになった場合）

現 状 端末については、政務活動費において２台まで購入費の８０％を上限として計上することができる。ただし、購入した端末は政務活動で使用するためのものであり、費用弁償の対象である議会活動（本会議や委員会）において同端末を使用することについては、考え方を整理する必要がある。

対応策 本諮問事項の合意後から導入までに開催される政務活動費あり方検討会において、考え方を整理する。